

# ひょうごJCC

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

52

2002. 7. 5

兵庫JCCは、生協、JA(農協)、JF(漁協)、森林組合等の兵庫県下の協同組合運動相互の連絡提携、共通課題の実行及び全国、海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1984年7月7日に設立されました。「人とひとの心がふれあう、暮らしよい兵庫をめざしてー協同が息づくまちづくりー」を『基本理念』として、協同組合の「共通行動目標」の実践に取り組んでいます。

1. 協同組合活動スナップ .....1
2. 第80回国際協同組合デー兵庫県記念大会を開催 .....2~3
3. ひょうごの協同組合活動紹介 .....4
  - 生協 .....4
  - JA .....5
  - JF .....6
  - 森林組合 .....7

Contents

4. ICAソウル総会報告 .....8~10  
(財)協同組合経営研究所 十河英侑
5. 協同組合運動に生きる .....11  
兵庫県漁業共済組合 参事 石原 満
6. 協同組合研究短信<No.35> .....12  
関西大学商学部 杉本貴志

## 協同組合活動スナップ



兵協連「食の安全運動学習会」を開催 △(生協)  
「食品衛生法」改正にむけて150名が参加。  
(5月17日・兵庫県農業共済会館)



△(JA) 小学生の田植え体験(加東郡社町)

漁業者による森づくりを実施 ▽(JF)  
(4月6日・宍粟郡波賀町)



松くい虫航空防除事業 ▽(森林組合)  
(4月4日~6日・福崎町他県下各地)



### ●編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会(兵庫JCC)  
Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives  
生協・JA(農協)・JF(漁協)・森林組合

### ●兵庫JCC事務局

兵庫県生活協同組合連合会 TEL (078) 391-8634  
兵庫県農業協同組合中央会 TEL (078) 333-5888  
兵庫県漁業協同組合連合会 TEL (078) 652-3444  
兵庫県森林組合連合会 TEL (078) 341-5082

# 第80回国際協同組合デー兵庫県記念大会を開催

## ～協同が息づく地域社会づくり～

国際協同組合デーは、毎年7月の第1土曜日に、全世界の協同組合員が心をつなげて協同組合運動の発展を祝い、平和とよりよい生活を築くために、運動の前進を誓い合う日です。

この国際協同組合デーは、協同組合運動の発展と普及を進める記念日として、当時のICA会長ゴードハート氏が中心となり、1922年10月ドイツ・エッセン市において開催されたICA中央委員会で討議・了承され、翌1923年、第1回目のデーが当時の世界22ヶ国の組合員により祝賀されました。

兵庫県では、兵庫JCCが設立された1984年から毎年、兵庫県記念大会を開催しています。

今年の第80回国際協同組合デー兵庫県記念大会は、「協同が息づく地域社会づくり」をテーマとして、以下の内容で開催します。

### <プログラム>

#### ◆記念式典

#### ◆シンポジウム◆

#### どうする！食と農の再生

#### ～農林水産省の食と農の再生プランを踏まえて～

基調報告 「食と農の再生プラン」

報告者 黒木 幾雄 (近畿農政局長)

コーディネーター 池本 廣希 (兵庫大学経済情報学部教授)

パネリスト 本野 一郎 (JA兵庫六甲営農経済事業部)

永田 誠一 (JF兵庫漁連指導部専門部長)

真田由美子 (生協都市生活理事長)

伊藤 潤子 (コープこうべ理事)

### 兵庫JCC宣言

昨年9月、BSEに感染した第一号の牛が発見され、さらには、雪印食品の牛肉偽装事件に端を発した食品虚偽表示事件、食品衛生法に違反した食品添加物を使用していた事件などが次々と発生したことで、食の安全に対する管理体制の不備が露呈され、日本の農産物に対する

信頼は大きく揺らいでいます。

また、輸入農産物が急増している中で、中国からの輸入農産物の残留農薬が大きな問題となっており、国民の不安は高まっています。

このような中、生産や流通過程の透明性を確保するための手段としてトレーサビリティ制度の導入や、表示制度、検疫体制、輸入規制措置の改善・強化など、食の安全性確保に向けた様々な取り組みが強く求められています。

昨年開催されたICAソウル総会では、「食の安全に関する特別決議」が採択され、ICAが積極的に食の安全にかかわる国際機関の会合へ参加し、消費者の権利擁護において先導的役割を果たすこと、各国の協同組合組織に対しそれぞれの国の政府に働きかけて食品の安全を確保する法制度や社会的な仕組みの実現をめざすことが決議されました。

食品の安全性の問題は、生協・JA・JF・森林組合を問わず、等しく協同組合運動として取り上げなければならない重要な課題です。

私たち協同組合は、食と農の距離の接近、すなわち、生活者と生産者の距離を近づけるため、協同組合の価値と役割を改めて確認するとともに、共通の課題に積極的に取り組んでいくことの重要性を認識し、健康で心豊かな暮らしの実現に向け努力していきます。

本日、第80回国際協同組合デーにあたり、生協、JA、JF、森林組合など、兵庫県下の協同組合に集う私たちは、全世界の協同組合の仲間とともに、心をつなげて協同組合運動の一層の発展に努力し、改めてお互いの交流と連帯をさらに強めながら、私どもの基本理念である、人とひとの心がふれあう暮らしよい兵庫をめざして、「協同が息づく地域社会づくり」に一層努力していくことを、ここに宣言します。

2002年7月5日

第80回国際協同組合デー兵庫県記念大会

## ICAメッセージ

### －社会と協同組合：地域社会への係わり－

協同組合は連帯と社会的責任の価値に基づいて運営される事業体であり、組合員と地域社会への配慮に努めています。市場のリーダーという立場から、あるいは小さな地域社会のニーズに応えるために、協同組合は環境問題への取り組みや経済・社会・文化的ニーズに対する地域社会のより適切な対応能力の強化を通じて、人々と日常的に係わっています。

世界中の各地域において失業の増大や環境の悪化が社会的に深刻な問題となっており、人間の価値を犠牲にして経済的な現実やニーズに注意を向けざるをえない状況に立ち至っています。こうしたなかで協同組合は、人間の顔が見える発展に力を尽くしています。すなわち、最新の「協同組合第7原則－地域社会への係わり－」を実践することによって、社会が抱えている多くの緊急の課題への取り組みに貢献しています。協同組合は地域社会の発展を維持していくための特別な責務を負っているのです。

協同組合は百年にわたるその歴史の中で倫理と人々への配慮を基本原理として行動してきました。協同組合は公平で人間の価値を尊重する社会づくりに向けて具体的に貢献しています。住宅協同組合は物理的な側面において地域社会を建設しています。すなわち、すべての所得階層の人々に対して、基本的に環境に優しい建材を用いて建築される高品質の住宅を提供しています。概して社会から取り残されてしまう集団も、住宅協同組合が個々の具体的なニーズ(片親家庭、障害者、高齢者、多民族社会といった要因)に配慮していることを知っています。倫理的に運営される協同組合銀行の存在も多くの国でもはや珍しいものではなくなってきました。協同組合の組合員は、単に自分たちの資金が武器取引や環境的に持続可能性のない活動に投資されないようにするだけでも、公平な社会づくりに貢献できるのです。組合員や顧客に対する環境・保健教育に加え、リサイクルや廃棄物処理に関する早くからの計画に示されるように、環境への配

慮も世界中の消費者協同組合に広がっています。保険協同組合が地域社会へのサービス提供のために投資している広範な活動の一環として都市の再生と文化活動があり、また農業協同組合や消費者協同組合は安全で健康に良い食品の課題に取り組んでいます。労働者協同組合は、新しく適切な雇用機会の提供により、持続可能な地域社会の建設を推進しています。

協同組合は組合員の社会的ニーズもいっそう重視しています。健康やデイケアのサービスを提供する協同組合が増えており、人々の余暇ニーズに対応したサービスも支持されています。スポーツや文化のイベントの後援活動を通じて、組合員の生活にとどまらず、協同組合に係わるすべての人々(地域社会)の生活の向上にも努めています。

しかし、協同組合の地域社会への係わりは地元の地域社会だけに限りません。協同組合はその幅広い連帯を何度も繰り返し示してきました。例えば、基金を募り、日本や中米での自然災害の被災者を救済したり、ケニアや米国でのテロ被害者を支援したりしています。このように、協同組合は世界の地域社会への係わりを繰り返してきたのです。

協同組合が地域社会に係わり、影響を与えることができるのは、協同組合が競争力のある効率的な事業体であるからです。協同組合は市場での成功を通じて、人々の経済・社会・文化的生活に重要な役割を果たすことができます。こうしたことから、協同組合の発展を促進する環境の整備は、政府にとって利益になるのです。政府は、協同組合が人々の自助努力を手助けできるように「協同組合原則」を理解し、協同組合の自治を尊重する必要があります。なぜなら、協同組合は生活の向上を求め人々の夢や希望をかなえることができ、また実際にかなえているからです。

こうした状況を踏まえ、国際協同組合同盟(ICA)は、この重要な「協同組合第7原則－地域社会への係わり－」を実践することによって、各協同組合がそれぞれの特性を発揮するよう強く訴えます。

## ひょうごの協同組合活動紹介

### 生協

#### 経営基盤の強化とくらしの安心を求めて

2001年度はグローバル化の進行と経営構造のひずみに伴うデフレの進行など、長引く不況に加え、政治・経済・社会の混迷の度合いが増す中、地域の組合員のくらしは依然厳しく、各会員生協においても一層厳しい事業経営を余儀なくされた1年でした。

地域生協では、組合員の参加を大切にされた事業経営の強化が最大の課題です。コープこうべは、経営再生計画「再生21」の4年目を迎え、引き続き3つの基本方針「組織基盤の強化」「くらしの安心づくり」「経営の安心」を掲げ、経営体力を養うべく取り組みをすすめています。大学生協では、事業連合を中心にした活動が広がっています。昨夏には、全国大学生協連神戸地域センターの「神戸会館」が中央区に完成し、大学生協間の交流などを通して活動がすすめられています。医療生協では、介護保険制度のもと、さまざまな介護福祉事業の活動の輪が広がっています。また、「医療生協の夢マップ」づくりを通して「地域まるごと健康づくり」を組合員とともにめざしています。共済事業、その他の事業を行う生協

でも、協同の力で地域組合員のくらしの安全を求めてさまざまな取り組みがすすめられています。

兵庫県生協連でも、2002年度、5つの重点課題を掲げ取り組みをすすめます。

- ① 会員の組織・経営基盤の強化に貢献します。
- ② 事業や活動の会員生協間の連携・交流を促進します。
- ③ 協同組合間協同の質的な前進をはかります。
- ④ 行政との関係、関係諸団体との連携・交流をすすめます。
- ⑤ くらしと健康を守る諸課題に、会員相互の連携・交流をはかりながら、みんなの力で取り組みます。

今、組合員・消費者の食のめぐる状況は大きく変化しています。日本でも発生したBSE問題や食品添加物使用問題は、食品衛生法改正など「食の安全」のための新しい社会システムづくりの必要性を明確に示すことになりました。食品衛生法改正の請願署名は、2001年春の国会では採択に至りませんでした。秋の臨時国会で衆参両院の8割を超える国会議員の賛同をいただき、再請願を採択させることができました。兵庫県生協連では、昨年に引き続き「食の安全運動推進委員会」を中心に、「食品衛生法改正」にむけた取り組みをすすめます。

#### 生協の概要

区分	兵庫県			全国		
	組合数	組合員数	事業高	組合員	組合員数	事業高
購買	19	1,602千人	332,640百万円	450	18,123千人	2,986,504百万円
医療	8	156千人	14,869百万円	118	2,389千人	261,917百万円
共済・住宅	8	1,225千人	22,051百万円	10	838千人	8,667百万円
総合計	35	2,985千人	369,560百万円	578	21,350千人	3,257,088百万円

(注) 兵庫県は連合会の会員統計である。活動休止中、広域の生協は含まない。(2002年3月末現在)  
全国は日本生協連加盟生協の数値。(2001年度1月の経営速報の数値から推定した数値)



## 有機農業の取り組みについて

生産者と消費者がともに育むひょうごの有機農産物

J Aグループでは、消費者の食品に対する健康・安全性志向の高まりのなかで、地場流通や地産地消等地域交流型農業、高付加価値型農業、環境保全等の社会的ニーズにこたえられる農法として有機農業を位置づけ、地域農業の活性化に資する重要な取り組みとして推進している。

有機農産物の表示については、92年10月に農薬と化学肥料の使用制限についてガイドラインという形で発足。兵庫県では県独自の有機農産物認証制度を93年度から実施し、30組織で300戸を認証した。またJ Aとしても有機農産物の生産者組織の育成、認証にあたっての確認に取り組んできた。

99年に改正されたJ A S法(日本農林規格)では、登録認定機関の検査・認定を受け、農水省が定めた有機農産物のJ A S規格に適合するもの(化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植付け前2年以上(多年生作物にあつては最初の収穫前3年以上)、堆肥等による土づくりを行った圃場で栽培された農産物)のみに、有機J A S認証マークを付け、「有機」という表示ができるようになった。

この法改正により県の認証をうけてきた生産者組織は、

この新たな検査・認証制度による認証を受けなければならなくなった。

こうした中で、J A兵庫中央会では、2001年5月に、改正J A S法により有機農産物の検査・認証を行う登録認定機関として農林水産大臣の認可を得た。J Aグループでの認可は、J A兵庫中央会がはじめてである。

認定業務の区域を県内全域とし、有機農産物のみを認定対象としている。現在、3団体(生産農家数では9件)を(有機農産物の生産行程管理者として)認定した。

有機認証を受けるためには、まず所定の申請書類を作成して、年間3回で、6月、10月、2月の月末までに本会に提出し、本会は検査員による書類審査と申請圃場の実地検査を実施する。そして、その結果報告書をもとに本会が定めた判定員による判定委員会で認定の可否について判定するしくみである。

J A兵庫中央会は、登録認定機関としての公正・中立の立場を厳格に貫いた認定業務を行う一方、県内のJ Aのもとに有機農産物の生産に取り組む生産者をより多く組織し、J Aの指導によって育成された信頼性の高い有機農産物が、多くの消費者に購入してもらえればと期待している。



▲有機J A Sマーク

### J A の 概 要

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
総合 J A 数	16 J A	1,041 J A	年間販売事業高	724億円	51,503億円
組合員総数	346,225人	8,112,507人	年間購買事業高	813億円	42,779億円
「家の光」発行部数	25,072部	79万部	貯 金 高	36,682億円	720,945億円
「日本農業新聞」発行部数	7,801部	39万部	長期共済保有高	159,364億円	3,875,014億円

(注) 総合J A数は平成14年5月31日現在(J A全中調べ)

「家の光」は平成13年度の平均部数「日本農業新聞」は平成14年5月現在

他の数字は平成13年3月31日現在(兵庫県数値は「農業協同組合要覧」全国数値はJ A全中調べ)



## “JFグループひょうご企画調整室”誕生

平成14年4月1日、JF兵庫漁連事務所にJFグループひょうご企画調整室が開設した。

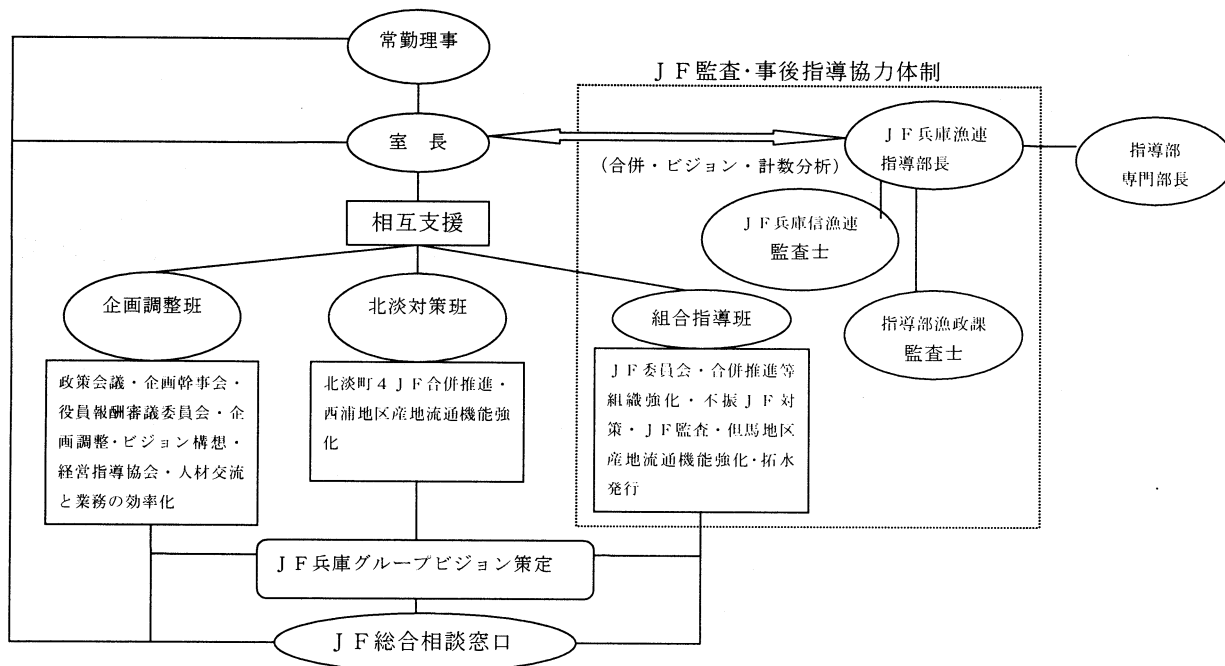
企画調整室は、グループ全体の総合窓口として情報の収集・伝達・発信を行うほか、JF兵庫漁連・JF兵庫信漁連・JFぎょさい兵庫の3団体の共通役員と直結して、組織強化の推進、グループ全体のビジョンづくりなどに取り組む。

企画調整室の配属人員は8名。JF兵庫漁連から6名の役職員、JF兵庫信漁連・JFぎょさい兵庫からそれぞれ1名の出向職員で構成している。

### 【基本的取り組み】

- 構成する3団体の協調関係を維持し、会員の範となる組織・機能の合理化、活性化に努める。
- 「1県1JF」を将来構想に据え、市町単位・地域単位の柔軟かつ段階的な合併推進を図る。その起爆剤として「北淡4JF合併」の実現に全力で取り組む。
- 会員・構成員との対話・交流機会増大に努め、積極的な情報交換と意識の共有化を図るとともに、海・漁業を次代につないでいくために「目指すべき将来方向」について、指針策定に努める。
- 会員等との連携を密にして情報蒐集に努め、必要性、緊急性に応じて政策会議に提議し、その意向を受けて企画調整等臨機に諸問題の対応を図る。
- JF兵庫信漁連の協力を得てJF監査士体制を充実し、指導部と連携してJF監査の計画実施と事後指導に努める。

【機構図】



### JFの概要

項目	兵庫県	全国	項目	兵庫県	全国
連合会数	3	103	年間購買取扱高	7,675百万円	207,905百万円
沿海地区組合数	66	1,680	年間販売取扱高	54,005百万円	1,172,657百万円
組合員総数	9,235人	468,475人			

(注) 平成12事業年度末現在

## 森林組合

### 「森林・林業基本法」のあらまし

平成13年6月林業基本法が37年ぶりに大きく改正され「森林・林業基本法」として成立しましたのでその概要をお知らせします。

#### 【法制定のあらまし】

我が国は第2次世界大戦後の復興と経済の高度成長を成し遂げ、経済大国としての地位を築いてきた過程で昭和30年代は、木材需要に応えるため盛んに木材生産が行われ、スギ、ヒノキの植林を積極的に奨めるとともに木材輸入の自由化等の対策を奨めてきました。

こうした状況を背景として昭和39年林業基本法が制定されました。同法は旺盛な木材需要の下で活発な林業生産活動が行われることを前提として、木材生産の量的拡大に向けて林業振興を図ることを目指し、森林の持つ公益的機能については基本的には林業振興を通し自ずと森林所有者による森林整備が進み結果的にこれが発揮されるという考え方に立っていました。

しかし、木材価格の低迷による採算性の悪化等から林業生産の場である山林は衰退し、人工林を中心とした森林資源は量的に着実に増加をしているものの十分な森林整備が行われず手入れ不十分な人工林や、植林が行われない伐採跡地が増加するなどこのまま推移すれば森林の公益的機能発揮に支障をきたすことが懸念されこれに対処するため林業基本法を改正し、森林・林業政策を根本

的に見直されることとなりました。

改正「森林・林業基本法」はこれまでの木材生産を主体とした政策から森林のもつ多面的機能を持続的に発揮するための政策への転換を旨とし、このための森林整備を進めるとともに、森林の機能発揮に重要な役割を果たす林業の健全な発展と需要に即した林産物の供給と利用の確保を図ることを新たな基本理念としています。

#### 【森林・林業基本法の概要】

##### 1. 基本理念

###### (1) 森林の有する多面的機能の発揮

森林の有する国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止等が持続的に発揮されるよう森林を適正に整備及び保全。

###### (2) 林業の持続的かつ健全な発展

林業の担い手の確保、林業生産性の向上と林産物の供給、利用の促進。

##### 2. 森林・林業基本計画の策定

政府は①施業の基本的な方針、②森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、③政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を策定する。

##### 3. 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

##### 4. 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

##### 5. 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

今後は森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくことが必要となっています。

#### 森林組合の概要

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
連 合 会 数	1	46	組 合 員 数	67,112人	1,611,590人
単 位 組 合 数	46	1,174	組合員所有森林面積	361,300ha	9,938,366ha

(注) 平成12事業年度末現在

# ICA ソウル 総会 報告

## —食の安全保障と安全性をめぐる報告・討議を中心に—

### ICA ソウル 総会 報告

—食の安全保障と安全性をめぐる報告・討議を中心に—

(財)協同組合経営研究所

研究員 十河 英 侑

周知のとおり、ICAソウル総会は、昨年10月12日～17日にかけて、ソウル市内の国際会議展示場(COEX)で開催された。テーマは「グローバリゼーションの時代における協力と平和—協同組合の関わりと展望について—」で、百カ国から約2千名の参加者が集まった。

筆者は、オブザーバーとして総会に参加したが、本稿では、ソウル総会の模様について、食をめぐる報告・討議を中心に、紹介することにする。(注)

#### 1 ソウル総会の概要と特徴

まずICA総会の概要を簡単に紹介することにしたい。

ICA総会は、2年に1度開催されるICAの最高決議機関であり、各国協同組合の経験交流・情報交換の場である。今回の総会は21世紀最初の総会、アメリカでの同時テロ事件直後の開催であったが、ICA運動の流れの中では、1995年のマンチェスター大会、1999年のケベック大会をうけての、グローバリゼーション化が急速に進行する下での、「21世紀の協同組合のアイデンティティ」の実践にどう取り組むかという点にあったと考える。

17日の総会開会式では、ロドリゲスICA会長、チュン・ダエン韓国農協中央会会長、キム・デジュン韓国大統領から挨拶があったが、ICA会長は「寛容と理解の精神連帯と対話を進め、平和へのプロセスに協同組合は積極的に参画していこう」と挨拶した。総会期間中には、理事会や各種専門委員会等が開催されたが、今総会の特徴は、「ジェンダー平等委員会」がはじめて開催されたこと、ICA青年ネットワークの設立提案をうけた「国

際青年セミナー」が開催されたこと、またこのあと紹介するように、総会基調講演・パネルディスカッション、ジェンダー平等・生協・農協の3専門委員会の「合同セミナー」、ビジネス・フォーラム「第1分科会」などをつうじて、「食の安全保障と安全性」をめぐる多くの報告と活発な討議が行なわれたことである。

#### 総会の決定事項

総会では、ICAの「2000年度活動報告」「財政報告」、「財政安定の緊急提案」を協議し、これを決定・了承すると共に、以下の7つの「特別決議」を採択した。

①財政の安定、②食の安全(要約は後掲)、③協同組合の有利性、④民主主義と平和、⑤協同組合政策と法制化、⑥COOP、⑦リオ協同組合宣言の各決議である。

このほか、ロドリゲス会長が退任し、イタリアのレガコープのバルベリーニ氏を新会長に、日本の原田睦民JA全中会長を理事、竹本成徳日生協会会長を監査管理委員に再選など新役員を選出すると共に、初のロッヂデール賞にはインドの酪農組合指導者カーニン氏を表彰した。

さらに、総会テーマとの関連で総会の報告や討議・決議内容を概観すれば、次の3つの視点が貫かれていたといえよう。すなわち、第1の視点は、経済・社会のグローバル化の動向や影響、今後の展望についてどうみるか。第2の視点は、現状をどうパラダイムするか。そのための協同組合の重要な役割をどう理解するか。第3の視点は、協同組合の積極的な適応と貢献のあり方と具体的な実践の方向・具体策は何か、であったと考える。

日本からは約250名が参加し、原田JA全中会長が開会式で祝辞を述べたほか、合同セミナー等での報告や発言等をつうじ貢献したといえよう。また韓国の協同組合との交流・親善では、大きな成果があったことも紹介しておく。



## 2 食の安全保障と安全性をめぐる報告・討議

今総会は、前述のとおり、3委員会の「合同セミナー」、  
「ビジネス・フォーラム」などでの報告・討議をつうじ、  
食の安全保障と安全性をめぐり多くの報告があり、活発  
な討議が行われたことが大きな特徴であった。日本から  
も通して5人が報告し、発言も何人かからあったが、以  
下では、こうした模様を紹介することにする。

### スパチャイ氏が基調講演

16日の開会式の後、スパチャイ氏(次期WTO事務局長・前タイ副首相)による基調講演が「国際貿易をつうじた世界平和、WTOの役割」をテーマに行われた。

スパチャイ氏は、この中で、グローバル化の下で、先進国と開発途上国の間、各国内での経済格差が拡大しており、貧困問題が複雑になっていること。また、WTO協定後の動向や今後のWTO交渉における課題や展望を述べると共に、農協・生協への理解と期待を表明した。

引き続き、総会テーマに関する報告が5人のパネラーからあったが、食に直接関連したものでは、「ジェンダー問題と食糧安保」(FAO代表)の報告があった。

### 「合同セミナー」には約200名が参加

16日には、21世紀における地球規模の挑戦課題「食料安全保障」と「食品の安全性」をテーマに、①協同組合は農業者と消費者をパートナーとする枠組みをどうつくっていくか。②協同組合の価値と原則にもとづく協同組合ビジネスの実践にどう取り組むか。③十分かつ安全な食料を供給するための世界の枠組みはどうあるべきか、について討議を深めることを目的に、40カ国・約200名が参加して開催された。

まず3委員会の各委員長、ICA会長の挨拶があり、午前中の部では「食料安全保障」をテーマに、「農村女性と食料の安全保障」(FAO代表)、「食料の安全保障と

家族農業」(フィリピン政府農業大臣)、「食料安全保障に果たす農村女性の役割—求められる地域農業の持続可能な発展と国際的な枠組み—」(伊藤さなゑ・JA全国女性協会会長)の各報告と質疑・意見交換が行われた。

午後の部では、「食の安全性」をテーマに、「イギリス協同組合グループの組合員への食の安全を保障する取り組み」(CWS)、「ジェンダー平等委員会報告」、「食の安全分野におけるイタリア生協の経験と今後の活動」、「食の安全に関するジェンダーの視点」(ICA)、「日本生協連の食品の安全に対する取り組み」(片桐純平・日生協常務)の各報告と質疑・意見交換、座長まとめが行われた。

### 協同組合は食の安全確保にどう立ち向かうか?

#### —ビジネス・フォーラム第1分科会の討議報告—

17日の午前中に、3つの分科会に分かれてビジネス・フォーラムが開催されたが、第1分科会では、「協同組合は食の安全を保全するという課題にどう立ち向かうか?」をテーマに、約300名が参加して開催された。

まず6名のパネリストから以下の報告があった。

「グローバル化の中で高まる食の安全への関心」(韓国農協中央会)、「責任をもって漁業する」(植村正治全漁連会長の代理)、「EUと食の安全」(ユーロコープ)、「食の安全を保障する社会的なシステムづくりについて—食品衛生法改正の大運動について—」(伊藤潤子日生協理事・コープこうべ理事)、「安全システムによる国産農畜産物に対する消費者の信頼獲得戦略」(原耕造・全農大消費地販売推進部グループリーダー)、「青年セミナー報告：青年と食の安全」の各報告である。

ついで、質疑・意見交換、及びパネラーからの補足があったが、日本の参加者からは、遺伝子組み替えに関連した質問があった。また、座長のまとめは、グローバル化の中で、食料をめぐる先進国での「過剰」、途上国

での「不足」、また食品の安全性問題が同時進行というジレンマに直面している。私たちは世界食料を食べており、食糧問題は、グローバルの問題であり、ローカルな問題となっている。こうした中で、法制化等を通じ政府の関与や人間の管理をボトムアップしていかなければならない。また、協同組合は、生産者と消費者をパートナーとする組織であり、協同組合こそがこうした問題を解決できるのではないか、という旨の内容であった。

### 3 食の安全に関する特別決議の内容

特別決議の一つとして、「食の安全に関する特別決議」が全会一致で採択された。同決議案は、日本生協連の提案によるものであるが、同提案は総会に先立ちICA生協委員会での協議・承認、ICA農協機構との主要メンバーとの内容調整を経て、今総会での先に紹介した食の問題に関する討議をうけての提案であった。

#### 一食の安全に関する特別決議(筆者要約)一

ICAが食品の安全に関わる国際機関に参加することによって、消費者の権利を擁護し、消費者の健康を守るためにイニシアティブを発揮することを求める。

ICA会員組織に対し、安全・安心な食生活の実現のため、自らの事業努力を継続し、ICA会員間の国際的な連携強化を呼びかける。

また、国民の健康を守るために、食品の安全性確保のための法制度や社会システムを整備すること。各国の政策決定過程での透明性を確保し、消費者代表の参加を促進すること。遺伝子組み替え食品の市場導入前の安全審査と環境評価を十分に行うことなどを求める。

### 4 食の報告・討議をつうじての感想

圧巻は「合同セミナー」と「ビジネス・フォーラム」での報告・討議であった。前者では生産者・消費者・女性が一堂に会して、また後者ではさらに青年も参加して

行われたが、大変よい企画であったと考える。

筆者にとっては、今総会の報告討議をつうじ、世界の協同組合が、いまWTO交渉などをつうじて国内自給率を高め、家族農業の安定・発展に、また遺伝子組み替え、BSE、O157など、食をめぐる様々な問題がおきている中で、食の安全性確保にむけ、積極的に取り組んでいることを直接知る機会となった。また、今総会の「食の安全に関する特別決議」に盛り込まれた食の安全基準の設定や安全性確保のためのICAの役割発揮や各国協同組合の取り組みの強化、情報交換や事業・運動をつうじた国際連帯の意義と緊急性について、しっかり確認できた。

各国の取り組みでは、韓国農協、イギリス生協、イタリア生協やユーロコップの取り組みなどが進んでいるように思われた。また、原田JA全中会長や伊藤JA女性協会会長が述べた「地産地消」「身土不二」の考え方が外国の参加者にどう理解されたかは大変注目される。

#### 「食の特別決議」の具体化の緊急性

ソウル総会后、日本ではBSE問題、食品の虚偽表示問題等が相次ぎ、現在政府・国会でも「食品衛生法の改正」「JAS法の改正」や「食品安全庁」の設置等が検討・審議されている。また、JA全中や日生協でも食の安全確保対策や産直の再構築が検討されている。こうした状況の下にあって、筆者は、改めてソウル総会での食をめぐる報告と討議、「特別決議」の重要な意義を再確認すると共に、その具体化の緊急性を痛感している。

(注) ICAソウル総会の詳しい報告は、JJCC(日本協同組合連絡協議会)発行の『ICA総会報告書』や拙稿「ICAソウル総会の概要とその意義」(当研究所発行『協同組合経営研究月報』本年1月号)等を参照していただきたい。

## 協同組合運動に生きる



### 漁業経営安定対策の後ろ盾に

兵庫県漁業共済組合

参事 石原 満

昭和39年に当組合が設立されて以来、「ぎょさい」制度は災害対策及び漁業経営安定対策として実施されていますが、現在全国的にみて普及率は50%前後であり、本県においても約60%と、全ての漁業者に加入してもらいたいという願いとは程遠い状況です。

制度の仕組みは単純で、全国の漁業者から掛金を集めて、不漁等の自然災害で困っている漁業者に共済金を支払う方式であり、全国の漁業者が助け合うという相互扶助の精神に基づいており、協同組合運動の原点を実践しているわけです。当然全ての漁業者が助け合いの精神を実践していただけるなら、上述の普及率は限りなく100%に近づかずにはなのですが、掛金が高いとか、補償の水準が低いとか、経営が苦しく掛金が払えない等様々な理由によって利用してもらえないのが現実です。自然に左右されやすい漁業の特性から、共済上の事故発生確率が高く、掛金も残念ながらある程度高く設定しないと制度そのものが成り立たない面があり、普及推進する側の当組合の役職員にとっては悩みの種です。

「ぎょさい」制度の掛金は、ある1つの加入区の漁業者全員がまとまって加入するとき最も安くなり、未加入者がいると約5割掛金が高くなってしまいます。これは、全員加入か否かにより、掛金の国庫補助率が変わってくるからです。逆に言えば、全員に加入の同意を得られるかどうか加入実現の成否を決するといっても過言では

ありません。

残念ながら、私個人の意見として、近年、漁業者皆さんの考え方が変化してきており、協同という認識が徐々に薄れてきているように思えます。特に、資源の減少や魚価安等漁業環境の厳しい状況が続く中、漁業経営が悪化してきており、他人のことまで考え、協力していける余裕もなくなっていることがその一因となっています。それに加えて、21世紀という新たな時代を迎え、社会の大きな流れとして、各個人の価値観の多様化が進み、社会の組織や規範が従来のように機能しなくなってくると言われています。

全員加入という「ぎょさい」の宿命からすると、時代の流れは「ぎょさい」にとって逆風傾向が強まって来ており、このことを大変危惧しています。とは言え、本県の不漁等で支払った共済金の累計は124億円を超え、漁業者の負担掛金の1.5倍を超える支払実績からみれば、大いに漁業経営安定に貢献できており、近年の不漁やりの色落ち等自然災害が続発する厳しい漁業状況を考えると、より一層の普及拡大が急務といえますが、時代の逆風の中で共済組合単独の努力だけでは自ずと限界は見えています。

しかしながら、幸いなことには昨年6月に県内漁協系統団体のうち、JF兵庫漁連、JF兵庫信漁連そして当組合(JFぎょさい兵庫)の3団体共通役員体制が敷かれ、系統は1つであるという認識が醸成されてきたことです。3団体間の交流が活発化し、其々各団体の事業の認識も深まる中、両団体からの力強い支援をいただける体制が整備されてきました。

後は普及拡大に努力して、漁業経営安定対策の後ろ盾となるべく精一杯努力する所存です。

そして、「ぎょさい」のみならず、団体間の壁を越えて、JF兵庫漁連をはじめとするJFグループのお役に立つよう努力していこうと思っています。

## 協同組合研究短信<No.35>

### 生産者と消費者の「協同」は可能か？

自分たちの組織が生産者の協同組織であるとか、消費者の協同組織であると意識することはあっても、それが協同組合陣営の一部であり、農協も生協も漁協も森林組合も同じ協同組合ファミリーなのだと実感することは、ふつうの協同組合ではなかなかないのかもしれない。国際協同組合デーは、そのことを年に一度再確認するための貴重な機会であろう。

今年の協同組合デーを、日本の多くの協同組合は「食品偽装・偽表示問題」への対応に追われるなかで迎えることとなった。いうまでもなく、ロッチデールの時代から、協同組合の最大の誇りは「誠実」で「正直」であることをモットーに事業を営んできたことである。とくに食品については、混ぜものをした真っ白な小麦粉に慣れ親しんだ消費者の拒否反応にも決して負けることなく、見栄えは悪いが一切添加物を使わない小麦粉を頑なに供給し続けたという、ロッチデール公正先駆者組合の有名なエピソードに象徴されるように、協同組合は常に営利企業の先を進み、社会の先導者としての役割を高く評価されてきた。

したがって、本来であるならば、次から次へとどまるところを知らずに噴出する食品偽装問題は、協同組合にとって、自らの優位性を誇示する絶好のチャンスを提供してくれるものであったはずである。ところが、いま協同組合はこの問題の当事者として、その責任を厳しく追及されている。協同組合が生産・製造したり、協同組合の名前が表示されたり、協同組合の売り場やカタログに並んだ食品が、「偽装」であったのである。なぜこんなことになってしまったのか？

協同組合関係の雑誌は、この5月号で一斉にこの問題を取り上げている。たとえば生産者の立場から『漁

協』（全国漁業協同組合連合会）は特集「衛生管理と水産食品品質表示 — 安心・安全な水産物の供給がJFグループの使命」を組んでおり、逆に消費者の立場から『生協運動』（日本生活協同組合連合会）は「安心して食べたい — 生協の食品の安全確保への取り組み」を特集している。さらに、協同組合経営研究所『協同組合経営研究月報』の特集も「『食の安心』をめざして」であり、梅沢昌太郎、松岡公明、高浜彰の3氏の論考が掲載されている。生協総合研究所『生活協同組合研究』の特集「食料問題とグローバル化」でも、中嶋康博論文がこの問題に言及しているが、同誌にはそのほか農畜産物の虚偽表示に関する論文（中島紀一氏稿）も別に収録されている。

また関西地区でも、くらしと協同の研究所が4月に緊急フォーラム「食肉偽装問題の問いかけるもの」を開催、その記録集を資料（通巻32号）としてまとめているし、さらに多数の研究者や協同組合関係者を招いて、総会記念シンポジウム「協同組合は不信社会をどうのりこえるのか — 食肉偽装表示問題を入り口に」を6月22～23日、コープイン京都で開催した。

こうした議論のなかで注目されるのは、生産者＝加害者、消費者＝被害者として単純にとらえるだけではなく、たとえば「産直」という仕組みそのものが抱えていた矛盾が顕在化したのが今回の騒動なのではないかという問題意識から、あらためて消費者の協同組合と生産者の協同組合との「協同」のあり方を問い直すべきだとする問題提起がなされていることである。

いま協同組合陣営は、“私作る人、僕食べる人”という役割分業を根本から問われている。

（杉本貴志・関西大学商学部）

#### 編集後記

今年も年3回の発行を予定していますので、皆様のご意見・ご希望をお待ちしています。（U）